○国土交通省告示第千七十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十月四日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事(八戸・久慈自動車道・青森県八戸市大字是川 字権現堂向地内から同市大字十日市字登手地内まで、同市大字金浜字中渡地内から青 森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山地内まで及び同町大字道仏字天当平地内から同町 大字道仏字鹿糠地内まで)

第3 起業地

1 収用の部分 青森県八戸市大字是川字権現堂向、字土間沢、字赤沼、字楢館及び字下神田、大字石手洗字上平、字天狗向河原、字上河原及び字上長根、大字十日市字姥岩、字弥次郎窪及び字登手並びに大字金浜字中渡、字大渡、字荒屋敷久保及び字土橋地内

青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山、字天当平、字藤沢、字後口窪及び字鹿糠地内

2 使用の部分 青森県八戸市大字是川字土間沢、字楢館及び字下神田、大字石手洗字上河原、大字十日市字姥岩及び字弥次郎窪並びに大字金浜字中渡、字大渡、字荒屋敷久保及び字土橋地内

青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山、字天当平、字藤沢及び字鹿糠地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県八戸市大字田面木字韮窪地内の八戸ジャンクションから同県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内の階上インターチェンジ(仮称)までの延長17.3kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事(八戸・久慈自動車道)」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号(八戸・久慈自動車道。以下「本路線」という。)は、八戸市を起 点とし、青森県三戸郡階上町、岩手県九戸郡洋野町を経由して久慈市に至る延長約 50kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する八戸市及び三戸郡階上町(以下「本件地域」という。)は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産品を仙台地域等へ出荷していたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等(以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。)により人的被害をはじめ、住家損壊等の被害を受けた地域である。

本件地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号(以下「現道」という。)は、八戸市の市街地を通過していることなどから、物流等の通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうしており、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、八戸市類家三丁目地内で47,108台/日であり、混雑度は1.46となっている。

本件事業の完成により、高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線と接続し、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、本件地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるほか、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、 都市計画決定権者である青森県知事が、「環境影響評価の実施について」(昭和59年 8月閣議決定)等に基づき、平成3年2月及び平成11年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基 準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年1月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域をトンネル又は橋梁で通過することなどから影響は極めて小さいとされている。マガン及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は極めて小さいとされているが、営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者はモニタリング調査を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B類として掲載されているミチノクナシ、ツルカメバソウ等が確認されている。ミチノクナシについては、周辺には生育環境が広がっていることから影響は極めて小さいとされており、ツルカメバソウについては、生育地が直接改変されないことから影響はないとされているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14 箇所存在するが、このうち11箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保 存等の措置が講じられている。起業者は、残る3箇所についても青森県教育委員会 と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を 主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格 に基づく2車線又は4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事 業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。 また、本件事業の事業計画は、平成3年10月9日及び平成11年5月26日に都市計画決定された都市計画と、一部区間の車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、一部区間は2車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、青森県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、八戸市長を会長とする八戸・久慈自動車道建設促進期成同盟会等より、東 日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い 要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県八戸市役所及び同県三戸